

平成 17 年 7 月 1 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号
日本レジデンシャル投資法人

代表者名
執行役員 山内章
(コード番号: 8962)

問合せ先
パシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会社
取締役 高野剛
(TEL: 03-5251-8528)

一般事務受託者の変更予定に関するお知らせ

日本レジデンシャル投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日、平成 17 年 8 月 19 日付において投資信託及び投資法人に関する法律(以下、投信法といいます。)第 111 条第 2 号に定める一般事務受託者を変更することを決議いたしましたのでお知らせ致します。

記

1. 変更内容

(1) 契約内容

投信法第 111 条第 2 号に定める名義書換事務(詳細につきましては「(2) 名称、資本の額、事業の内容、業務の概要及び資本関係の内容」の「業務の概要」をご参照ください。)

(2) 一般事務受託者の名称、資本の額、事業の内容、業務の概要及び資本関係の内容

	変更前	変更後
名称	中央三井信託銀行株式会社	三菱信託銀行株式会社
資本の額	356,306 百万円(平成 17 年 3 月 31 日現在)	324,279 百万円(平成 17 年 3 月 31 日現在)
事業の内容	銀行法(昭和 56 年法律第 59 号、その後の改正を含みます。)(以下「銀行法」といいます。)に基づき銀行業を営むとともに、金融機関ノ信託業務ノ兼営ニ関スル法律(昭和 18 年法律第 43 号、その後の改正を含みます。)(以下「兼営法」といいます。)に基づき信託業務を営んでいます。	同左

<p>業務の概要</p>	<p>名義書換事務受託者としての業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資主名簿及び実質投資主名簿（以下「投資主名簿等」といいます。）の作成、管理及び備置に関する事項 2. 投資口の名義書換及び質権の登録又はその抹消に関する事項 3. 実質投資主通知及び実質投資主の抹消・減少通知の受理に関する事項 4. 投資証券不所持の取扱に関する事項 5. 投資主、実質投資主及び登録質権者又はこれらの者の代理人等の氏名、住所及び印鑑の登録に関する事項 6. 投資主及び実質投資主の提出する届出の受理に関する事項 7. 投資証券の交付に関する事項 8. 投資主及び実質投資主の名寄せに関する事項 9. 投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する参考書類等の送付並びに議決権行使書（又は委任状）の作成に関する事項 10. 金銭の分配（以下、分配の対象となる金銭を「分配金」と総称します。）の計算及びその支払のための手続に関する事項 11. 分配金支払事務取扱銀行等における支払期間経過後の分配金の確定及びその支払に関する事項 12. 投資口に関する照会応答、諸証明書の発行及び事故届出の受理に関する事項 	<p>同左</p>
--------------	--	-----------

	<p>13. 委託事務を処理するため使用した本投資法人に帰属する書類（以下「使用済書類」といいます。）及び未達郵便物の整理保管に関する事項</p> <p>14. 新投資口の発行（投資口の併合又は分割を含みます。）に関する事項</p> <p>15. 法令又はこの契約により本投資法人が必要とする投資口統計資料の作成に関する事項</p> <p>16. 上記 1 乃至 15 に掲げる事務のほか、本投資法人及び名義書換事務受託者間で協議の上定める事項</p>	
資本関係	該当事項はありません。	平成 16 年 11 月 30 日現在、本投資法人投資口は、三菱信託銀行により 140 口が保有されています。
兼務の概要	該当事項はありません。	<p>経理等に係る一般事務等受託者としての業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資証券の発行に関する事務 2. 本投資法人の機関（投資主総会及び役員会）の運営に関する事務 3. 計算に関する事務 4. 会計帳簿の作成に関する事務 5. 納税に関する事務 <p>資産保管会社としての業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 規約に定められた範囲内で本投資法人が取得する資産の保管に係る業務 2. 本投資法人が収受し保有する金銭の保管に係る業務

2. 変更理由

一般事務受託者（投資法人債に関する業務を除く、投信法第 111 条第 3 号乃至第 6 号に定める業務）及び資産保管会社である三菱信託銀行株式会社に名義書換事務（投信法第 111 条第 2 号に定める業務）を一本化することによるコストの削減と事務の効率化のため

3. 変更に係る日程

本投資法人の一般事務受託者の変更決議	平成 17 年 7 月 1 日
新たな受託者との一般事務業務の委託契約締結日	平成 17 年 8 月 19 日までの間で本投資法人との間で別途合意する日
新たな受託者による一般事務業務の開始日	平成 17 年 8 月 19 日

以 上

本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

本投資法人のホームページアドレス <http://www.nric.co.jp>